

事業者排出量削減報告書

（宛先）京都市知事	平成26年 8月18日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市舞鶴市宇北吸1044番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 舞鶴市長 多々見 良三 電話 0773-66-1005

主たる業種	市町村機関		細分類番号	9	8	2	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度までの温室効果ガス排出量を年平均2.0%削減する。						
計画を推進するための体制	平成16年、舞鶴市地球温暖化対策実行計画の作成に合わせ、市長を委員長とする舞鶴市地球温暖化対策推進委員会を設置し、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいる。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		21,022.7 トン	19,856.3 トン	19,129.5 トン	19,355.8 トン	-7.5 パーセント
	評価の対象となる排出の量		21,022.7 トン	19,856.3 トン	19,129.5 トン	19,355.8 トン	-7.5 パーセント
実績に対する自己評価		平成23年度からの電力需給ひっ迫に伴う節電対策を全庁的に行なった結果、基準年と比べ電気使用による温室効果ガス排出量を大幅に減らすことができた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (本庁舎延床面積/100)	4.77	4.06	4.04	4.14	-14.47 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		電力需給のひっ迫に伴う節電対策を平成23年度以降、全庁的に積極的に行なったことにより、基準年に対し、電気使用による温室効果ガス排出量を大幅に減らすことができ、その結果、原単位が大幅に向上。					
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考
			94.0 パーセント	94.0 パーセント	94.0 パーセント	95.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度		全庁的な節電対策（不要な照明の消灯、空調設備の適正管理等） 本庁舎本館の照明を高効率照明器具へ更新。				
	(24)年度		全庁的な節電対策（不要な照明の消灯、空調設備の適正管理等）				
	(25)年度		全庁的な節電対策（不要な照明の消灯、空調設備の適正管理等）				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		毎月第3木曜日を「鉄道に乗る日」と定め、自動車通勤を控える。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		継続して取り組んでいる。今後、効果の検証などを行う必要がある。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分		第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	地域産木材の利用によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	平成24年4月にまいづる環境市民会議を設立し、事務局として、地球温暖化防止に資する活動を市民と協働して行っている。小学校児童等に対する出前講座や、みどりのカーテン普及活動としてゴーヤ苗の市民配布、イベントにおいて省エネに関するブース設置や電気自動車の体験乗車などを行った。また、電気自動車の普及を図るため、平成23年度には電気自動車及び急速充電器を各1台導入。急速充電器は無償で一般に使用していただいている。						
特記事項							

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 注5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。